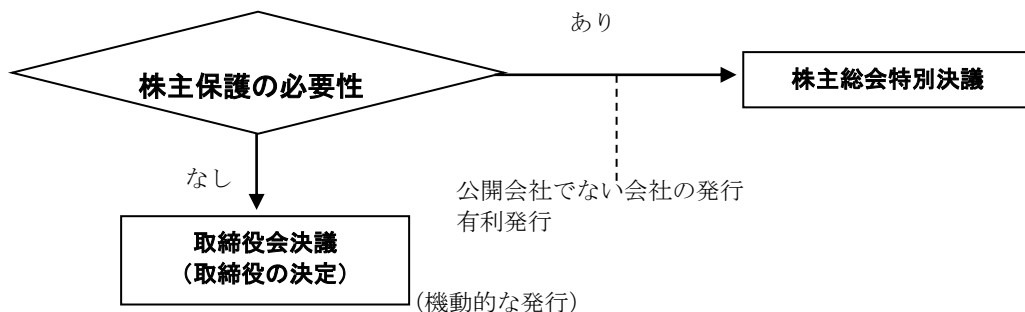


講座名	レベルを体感！「択一ターゲット攻略講座」模擬講義				
試験種	司法書士		テープ	W-S00-013	
編		科目			
回数	1	回	講師名	根本 正次 講師	
配布/回収物					
品目コード	名称		配布クラス	数	回収
1 SU26339	択一ターゲット模擬講義 講義レジュメ		全クラス共通	1	
2 SU26340	択一ターゲット模擬講義 板書		全クラス共通	1	
進行予定					
種別		実施時間		収録	
講義		1:30		○	

最新情報はLECホームページでご案内しています。
<https://www.lec-jp.com> 受講相談も受け付けています。
 ©2026 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

P



株式発行

→持株比率が落ちる (注)

+非公開会社

→もとに戻せない

→株主保護が必要→株主総会特別決議

有利発行の場合

→株価が落ちる

→株主保護が必要→株主総会特別決議

(注) 会社が、募集株式発行を決めた



株主割当であれば、今の株主の持ち株比率は維持できる



ただ、そのタイミングで資金がない株主は株式を買うことができず、持ち株比率が落ちてしまう (しかも、非公開会社なので、元に戻しにくい)



株主総会特別決議を必要にした。つまり、株主が「このタイミングで、増資をするな」と拒否できるようにしたのである



ただし、右のような定款規定があれば別である



定款は株主の意思である。つまり、上記の定款は株主「取締役さん、自由に発行決議していいですよ」という授権となっている。



この場合は、取締役 (会) で発行決議ができる

定款
当社の株主割当は、取締役会の決議で行う

P

	会社法の規定	商業登記での立証 公告をしたことを証する書面
①	通知及び公告を要する	
②	通知又は公告を要する	×
③	通知を要する	×
④	公告を要する	×

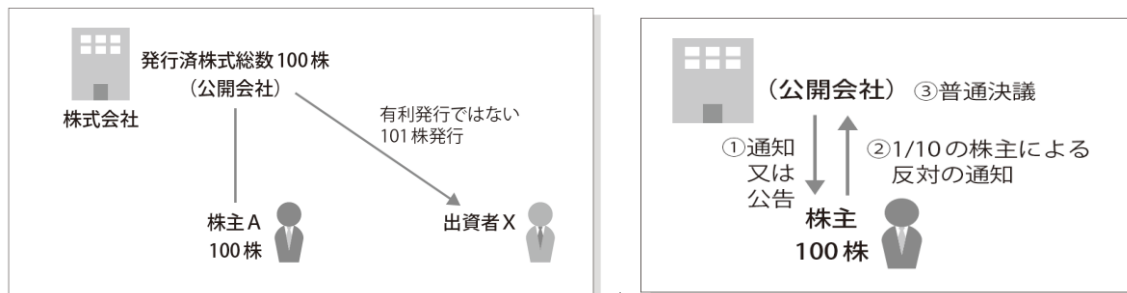
テープコード

--	--	--

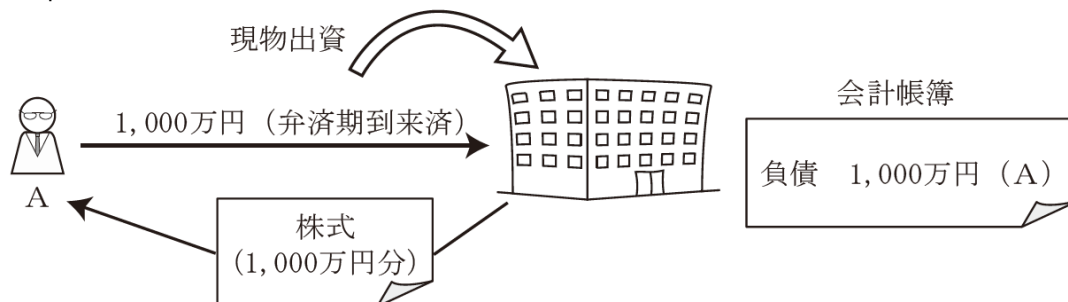
P

株主割当以外の場合	株主割当の場合
決議 → 通知 → 申込期日 → 払込期日 2週間 もし違法な募集株式の発行であれば、株主はその発行を差し止める権利がある（差止請求権） ↓ しかし、そもそも株主が募集株式発行を知らなければ、差止めをしようがない。 ↓ そこで、これを教えるのが募集事項の通知・公告である（201条ⅢⅣ 差止請求権の機会確保）。 ↓ 募集株式発行は「払込期日」が定められている場合には、その払込期日に効力が生じる ↓ 効力が生じたあとに、通知しても意味がない。 （差止め ＝ 効力が生じる前にするもの） そこで、払込期日の2週間前までに通知する義務を会社に課したのである。	決議 → 通知 → 申込期日 → 払込期日 2週間 株主割当であるため、株主には割り当てを受ける権利が与えられる（202条1項） ↓ いつまでもこの権利があるわけではない。 会社が定めた申込期日までに、申込みをしないとこの権利は失権する（204条4項） ↓ そこで、この権利があること及び申込み期日を教えてあげるべきである。それを教えるのが、202条4項の通知である。 ↓ 申込期日のぎりぎりになって教えても意味がない。 そこで、申込み期日の2週間前までに通知する義務を会社に課したのである。

p 支配株主の異動



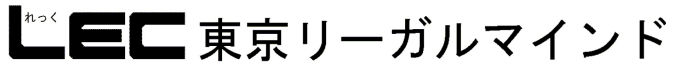
p デットエクティスワップ



1000万であることは、帳簿で立証○
c f) 2000万である場合、 帳簿で立証×

テープコード

--	--	--



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。